

廃棄物海洋投入処分許可申請書

平成 30 年 10 月 31 日

環境大臣 原田 義昭 殿

申請者

住 所 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

氏 名 宮崎県知事 河野 俊嗣

(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)



第 10 条の 6 第 1 項 船 舶
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 18 条の 2 第 1 項 の規定により、海洋施設 からの
 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：福島港における港内浚渫に伴って発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合するもの。 (詳細は別紙-1 のとおり)	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に 関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2018 年 12 月 5 日～2023 年 12 月 4 日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 114,912 m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2018 年 12 月 5 日～2019 年 12 月 4 日：18,500 m ³ 2019 年 12 月 5 日～2020 年 12 月 4 日：42,000 m ³ 2020 年 12 月 5 日～2021 年 12 月 4 日：18,412 m ³ 2021 年 12 月 5 日～2022 年 12 月 4 日：18,000 m ³ 2022 年 12 月 5 日～2023 年 12 月 4 日：18,000 m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成 17 年環境省令第 28 号)第 6 条第 1 項に規定する IV 海域のうち、以下の点を中心とした半径 350m の円内の海域。 北緯 31° 25' 44" 東経 131° 11' 00" (詳細は別紙-2 のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成 17 年環境省令第 28 号)第 6 条第 1 項に規定する排出方法で実施する。船舶の航行中には排出しない。 (詳細は別紙-3 のとおり)
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4 のとおり
	監視の頻度	別紙-4 のとおり
備考		
1 ※の欄には記入しないこと。		
2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(日本工業規格 A 列 4 番)

